

○内閣府
法務省 令第 号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の規定に基づき、一般振替機関の監督に関する命令及び社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 牧原 秀樹

一般振替機関の監督に関する命令及び社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年 内閣府
法務省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十条 法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 取り扱う社債等に応じた法第六十九条の二第一項第二号(法第二百一十一条において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の六第一項第二号、第三百三十一条第一項第二号(法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。)、第二百六十七条第一項第二号(法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第九十六条第一項第二号の口座に係る通知の受理に関する事項</p> <p>十一 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十条 法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（社債、株式等の振替に関する命令の一部改正）

第二条 社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府
法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第二章の二 略」</p> <p>第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十條の十九）</p> <p>「第三章～第八章 略」</p> <p>附則</p> <p>（振替口座簿の電磁的記録の方法）</p> <p>第二条 法第六十八条第六項（法第一百三十三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の四第六項、第二百二十九條第六項（法第二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項、第二百四十七條の二の三第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第六十五條第六項（法第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）及び第九十四條第六項（法第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第二章の二 同上」</p> <p>第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十條の十八）</p> <p>「第三章～第八章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（振替口座簿の電磁的記録の方法）</p> <p>第二条 法第六十八条第六項（法第一百三十三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の四第六項、第二百二十九條第六項（法第二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第六十五條第六項（法第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）及び第九十四條第六項（法第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をい</p>

(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(社債権者等が口座を通知すべき期間)

第六条の二 法第六十九条の二第二項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者(その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあつては、同項第一号の社債権者又は質権者の直近上位機関)が定める日までの期間とする。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第十条の八 第四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条(第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第六条の二の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第七条(第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項第四

う。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

〔条を加える。〕

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第十条の八 第四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条(第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第七条(第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第八条(第五号に係る部分に限る。)の規定は法第二百一十一条において準用する法

号に規定する主務省令で定める事項について、第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

「表略」

（受益者等が口座を通知すべき期間）

第十条の十五 法第百二十七条の六第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の受益者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

第十条の十六～第十条の十九 「略」

（株主等が口座を通知すべき期間）

第十四条の二 法第百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替

第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

「同上」

「条を加える。」

第十条の十五～第十条の十八 「同上」

「条を加える。」

機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあつては、同項第一号の株主又は登録株式質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（新株予約権者等が口座を通知すべき期間）

第三十条の二 法第六十七條第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあつては、同項第一号の新株予約権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（新株予約権付社債権者等が口座を通知すべき期間）

第三十九條の二 法第九十六條第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあつては、同項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第四十六條 第十一条の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第三百十條第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二條の規定は法第二百二十八條第一項において準用す

「条を加える。」

「条を加える。」

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第四十六條 第十一条の規定は法第二百二十八條第一項において準用する法第三百十條第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二條の規定は法第二百二十八條第一項において準用す

る法第三百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第

る法第三百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十一条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第

百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕	第十四条第一号及び第七号イ並びに第十四条の二	登録株式質権者	登録投資口質権者
〔略〕			

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)
 第四十七条 第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用す

五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕	第十四条第一号及び第七号イ	登録株式質権者	登録投資口質権者
〔同上〕			

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)
 第四十七条 第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用す

る法第三百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百三十五条第一項において準

る法第三百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第三百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二條の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第五百十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三條第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用

用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕	第十四条第一号及び第七号イ並びに第十四条の二	登録株式質権者	登録優先出資質権者
-----	------------------------	---------	-----------

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕	第十四条第一号及び第七号イ	登録株式質権者	登録優先出資質権者
------	---------------	---------	-----------

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十四条の二の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十一条第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十一条第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十二條の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十三條第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十三條第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十四條の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十四條の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上

第四十八条 第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十一條第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八條の規定は法第二百三十九條第一項において準用する法第三百三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一條の規定は法第二百三十九條第一項において準用する法第三百三十三條第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十二條の規定は法第二百三十九條第一項において準用する法第三百三十三條第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十三條第一項の規定は法第二百三十九條第一項において準用する法第三百三十三條第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十三條第二項の規定は法第二百三十九條第一項において準用する法第三百三十三條第二項第一号に規定する主務省令で定める事項について、第二十四條の規定は法第二百三十九條第一項において準用する法第三百三十三條第二項第一号に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

欄に掲げる規定中同表欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条の二	登録株式質権者	登録優先出資質権者
	[略]	

(特別法人出資に関する株式に係る規定の準用)

第四十八条の三 第十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第三百十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第三百三十一条第一項に規定する出資者又は登録特別法人出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第三百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第三百三十一条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用す

[項を加える。]	[同上]
----------	------

[条を加える。]

る法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条第一号及び第十四条の二	登録株式質権者	登録特別法人出資質権者
第十六条第一号	株主名簿	出資者原簿
第十八条第二号	株券発行会社（会社	法第百四十七条の

	<p>法第百十七条第七項 に規定する株券発行 会社をいう。)が株 券を発行する旨の定 款の定めを廃止した 日</p>	<p>二の三第一項におい て準用する法第百三 十一条第一項第一号 の一定の日</p>
第二十一条	数	一定の日
第二十二条	登録株式質権者	登録特別法人出資質 権者
第二十三条第一項	同条第一項第一号、 第二号又は第七号	同条第一項第一号又 は第七号
第二十三条第二項	会社法第百二十四条 第二項	法第二百四十七条の 二の三において読み 替えて準用する法第 百五十一条第一項第 一号

(特別口座開設等請求の添付書面)

第四十八条の四 法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第五百十九条第二項に規定する主務省令で定める書類は、法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第五百十九条第一項の特別法人出資証券に係る除権決定の正本又は謄本とする。

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第四十八条の五 第二十七条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十九条第二項に

「条を加える。」

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第四十八条の三 第二十七条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十四条の規定は法第二百四十七

規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔表略〕

（電磁的方法による提供）

第六十条 「略」

2 令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）、第四十一条（令第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の三において準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の六及び第六十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の

主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕

（電磁的方法による提供）

第六十条 「同上」

2 令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）、第四十一条（令第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の二及び第六十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の

提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3 「略」

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 当該口座に記載又は記録がされている振替受益権又は振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資、法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資若しくは振替特別法人出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替受益権又は振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条において「情報提供請求」という。）をする場合に限る。）

三 「略」

四 法第三百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3 「同上」

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条 「同上」

一 「同上」

二 当該口座に記載又は記録がされている振替受益権、振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資又は法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条において「情報提供請求」という。）をする場合に限る。）

三 「同上」

四 法第三百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百三十九条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の取得者等（当該取得者等が、

（）の取得者等（当該取得者等が、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資、同項第十七号に規定する優先出資若しくは特別法人出資（以下この号において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券、法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券若しくは特別法人出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者、優先出資社員若しくは特別法人出資者（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者、特別優先出資社員又は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に定める者（以下この号において「特別株主等」という。）（当該特別株主等が、当該特別株主等について法第百五十一条第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資（以下この条において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別優先出資社員（以下この号において「特別株主等」という。）（当該特別株主等が、当該特別株主等について法第百五十一条第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

備考 表中の「」の記載は注記である。	七 「略」
	七 「同上」

附 則

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。